

第5回教育委員会会議

1 日時 令和2年3月31日 火曜日 午後3時30分～午後5時15分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理人
平井 正朗	教育長職務代理人
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
花田 公絵	旭区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
川阪 明	総務部長
水口 裕輝	指導部長
藤巻 幸嗣	教務部長
江野 一	I C T企画調整担当部長
忍 康彦	学校環境整備担当部長
村川 智和	総務課長
中野下 豪紀	I C T企画調整担当課長
大川 博史	学校適正配置担当課長
松田 淳至	教職員人事担当課長
窪田 信也	教職員給与・厚生担当課長
盛岡 栄市	中学校教育担当課長

川本 祥生 政策推進担当部長
松浦 令 教育政策課長
橋本 洋祐 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

議案第31号	教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案
議案第32号	大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案
議案第33号	大阪市立学校職員証規則の一部を改正する規則案
議案第34号	大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を改正する規則案
議案第35号	大阪市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案
議案第36号	大阪市学校教育 I C T ビジョンの策定について
議案第37号	大阪市立小学校学校配置の適正化の推進のための指針について
議案第38号	学校再編整備計画について
議案第39号	学校再編整備計画について
議案第40号	学校再編整備計画について
議案第41号	学校再編整備計画について
議案第42号	市会提出予定案件（その15）
議案第43号	2020年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト採用者の決定について
報告第21号	職員の人事について
報告第22号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する報告書について
協議題第10号	教科用図書の採択について（その2）

なお、議案第42号及び第43号、協議題第10号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、報告第22号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第31号「教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について」及び議案第32号「大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案について」議案第33号「大阪市立学校職員証規則の一部を改正する規則案について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

いずれも4月1日より導入される会計年度任用職員制度に関する改正。議案第31号について、地方公務員法の改正趣旨に沿い、会計年度任用職員制度を導入し、その勤務時間等について定める必要があるため、新たに規則を制定したところ、会計年度任用職員は一般職の職員であり、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が適用されることから、規則を改正するものである。

議案第32号について、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、当該職員について規定の適用関係を整理する必要があるため、規則の改正を行うものである。

議案第33号について、改正内容は、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、非常勤職員及びアルバイト職員はパートタイムの会計年度任用職員となり、非常勤の一般職となるが、任期が1会計年度以内と短期間であり、かつ、更新回数に制限があることのほか、ほかの一般職に属する職員と異なり、引き続き兼職・兼業は認められていることから、職員証を交付する対象から除くとするものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第34号「大阪市立学校職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を改正する規則案について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和２年４月から育児休業代替として任期付職員の教育職員を任用することに伴い、当該職員を本規則の対象職員とするほか規定整備をする必要があることから、規則の改正を行うものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第35号「大阪市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

昨年１２月に改正された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第７条において、文部科学大臣は、公立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとされている。

これを受けて、令和２年１月17日付で「公立学校の教育職員の適正な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が文部科学省から告示された。

この指針において、教育委員会に対し、「本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めること」が求められている。教員の長時間勤務の解消は全国的な課題となっているところでもあり、本市においても、文部科学省が示した規則例を基に上限方針等を教育委員会規則として制定するものである。

具体的な制定内容について、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内にするため、教育職員の業務量の適正な管理を行うとしており、その時間を原則１カ月において45時間、１年において360時間とする。

次に、一時的、突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合の例外として、１カ月において100時間未満、１年において720時間、１カ月ごとに区分した各期間の直前の１カ月、２カ月、３カ月、４カ月及び５カ月の期間を加えたそれぞれの期間において、１カ月当たりの平均時間について80時間、１年のうち１カ月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数において６カ月とする。

教育職員の業務量の適切な管理の方法については、各自治体がその実情に応じて取り組んでいくものとされている。本市においては、昨年12月に教育委員会会議で議決し策定した「学校園における働き方改革推進プラン」を規則第2条第3項における教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定めるもの」とした上で、同プランに基づいて取り組むことにより、教員の長時間勤務の解消を図ることとする。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 今回規則で定められた原則・例外時間なんですが、これは府下の他の市と同じ規定になっているのですか。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 府が、今お示ししている規則案と同じような趣旨でされますので、同じ形になってございます。

【森末委員】 それを受けて、具体的な内容については規則の2条の3項で、教育長が別に定めるということなので、このお示しいただくプランをつくるということですね。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第36号「大阪市学校教育ICTビジョンの策定について」を上程。

江野ICT企画調整担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

昨年5月より外部有識者を交えた局内ワーキンググループを立ち上げ、この間、今後のICTを活用した教育の推進の実現に向け、学校教育ICTビジョンの策定に取り組み、議論してきた。本日は、このワーキングでの議論を取りまとめました大阪市学校教育ICTビジョンについて説明する。

ビジョンについては、第1章から第6章までの構成となっており、第1章は、ビジョンの策定の趣旨、計画期間を記載している。

第1節の3つ目の中点のとおり、令和2年度から順次実施される小・中学校の新学習指導要領において、情報活用能力が言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられ、ICTを活用した学習の充実が明記されるとともに、昨年12月には、1人1台端末の整備を柱としたGIGAスクール構想の実現が示された。このような国の動

きも踏まえ、本市においてもＩＣＴの活用方策や環境整備の在り方などのビジョンの策定が必要である。

第２節に記載のとおり、ビジョンの対象期間につきましては、令和２年度から令和５年度までの４年間とする。

第２章は国の動向を記載しており、第１節では教育の情報化に関する方向性、第２節は情報活用能力の育成について記載している。

ＩＣＴ環境の整備としましては、図表１に記載しているように、教育のＩＣＴ化に向けた環境整備５か年計画に基づき、３クラスに１クラス分程度の学習用端末の整備が目標とされており、自治体が残りの３分の２、つまり、１人１台端末を整備していく際には、ＧＩＧＡスクール構想の補助金が措置される。

また、国のスキームとしては、令和２年度は小５、小６、中１に１人１台、以下、３年度から令和５年度にかけて学年ごとに整備していくものである。

第３章は本市における学校教育のＩＣＴ活用の取組の現状と課題について記載している。

本市のＩＣＴ機器の整備状況は、学習者用の端末や無線ＬＡＮアクセスポイントの整備率について国の指標レベルに達しておらず、依然として課題がある。

これまでの取組と成果について、モデル校における授業での活用においては、学習意欲の向上などに成果が見られている。

文部科学省「次世代学校支援モデル構築事業」では、デジタルドリルを活用した個に応じたきめ細やかな指導や生活指導状況の共有によるいじめ等の未然防止などの効果がある。これらの実証を踏まえて、今後これらの取組を全市へ拡充展開し、授業での活用や個別学習を実践するとともに、全ての学校において日常的にＩＣＴを活用できる環境の整備として１人１台端末などの整備が必要である。

第４章はＩＣＴビジョンの基本的な考え方である。

めざす子ども像として、最新のＩＣＴ機器を効果的に活用することにより、共同学習や個別学習への充実も図り、主体的に学び問題を解決しようとする子どもの育成を目指していく。

大きな基本方針として、１つ目、普段の授業での活用や情報活用能力の育成など、「問題発見・解決のプロセスにおけるＩＣＴ活用」、これを進めるとともに、デジタルドリルによる個別学習やデータ連携による「公正に個別最適化された学びにおけるＩＣＴ活用」を進

め、その「学びを支えるＩＣＴ環境の段階的整備」として、クラウドの活用や端末や無線ＡＰの整備を進めてまいりたい。

第５章では先ほどの基本方針を踏まえた具体的な取組を示している。

図表は、右側が基本方針１の問題解決学習で、情報活用能力やＩＣＴを効果的に活用した学習を進め、左側が基本方針２の個別最適化された学びであり、デジタルドリルによる個別学習や遠隔オンライン教育を進めることを表している。真ん中が基本方針３、１人１台の端末整備や無線ＡＰの設置を進めることを示している。

基本方針３のＩＣＴ環境の段階的整備におけるスケジュールについて、学習者用端末については、国のＧＩＧＡスクール構想の実現における補助金を最大限に活用するため、国のロードマップに合わせて、令和２年度は小学校５年生、６年生と中１年生、令和３年度以降、段階的に整備してまいりたい。また、無線ＡＰにつきましては、１人１台を整備していく中で少しでも早く日常的に使えるように、令和２年度中に全教室を整備してまいりたい。

ＩＣＴに関する技術は日進月歩であり、このビジョンの施行後も各施策を進捗管理・検証・改善し、適宜ビジョンを見直していくことが必要である。そのため、それを推進していく体制を第６章については示している。

質疑の概要については次のとおりである。

【栗林委員】 今日文部科学大臣の記者会見で、ＧＩＧＡスクール、２０２３年の実現を前倒ししたいという、そういう発言がございましたよね。その前倒しがどの程度の前倒しか分かりませんが、そうすると、この計画の内容も年度計画というのは変わってくるんですか。

【江野ＩＣＴ企画調整担当部長】 本日時点ではこの形で一旦作成をしたいと考えておりますけれども、基本的には、国の構想が前倒しになれば、それに基づいた計画の見直しが必要であると考えております。

【平井委員】 制度設計はよく分かりましたが、問題は自己調整学習、個別最適化の環境整備です。肝心の生徒が自律学習できるようなティーチング・メソッドも検討していくべきだと思います。

【江野ＩＣＴ企画調整担当部長】 その実際の活用の仕方について十分検討してまい

りたいと思います。

【大竹委員】 第2節の基本方針ですけれども、1と3というところは淡々とやっていくことになります。今言われたように、やっぱり放課後学習、家庭学習を行うためには、端末の整備が大切で、小学校1、2年生の端末整備が最後になるということだとすると、それまでにも何台かの端末は学校にあるわけなので、ぜひそういったものをうまく活用して頂きたい。放課後学習、あるいは家庭学習では自分の持っている個人のパソコンの利用の仕方をどう考えるかということはあると思いますが、デジタルドリルといったものがコンテンツとしてあるのであれば、端末が全部揃わないと小学校1・2年生は家庭学習をやらないということではなくて、なるべく早くそれを活用する方向で、すでに配付されて学校にあるものをどう使ったらうまく家庭学習、個別学習が早くできるかということをぜひやっていただきたいと思います。要は端末が揃うまで家庭学習、放課後学習というのがスタートしないということがないように、検討していただければと思います。

【江野ICT企画調整担当部長】 ドリルの種類の研究ともあわせまして進めてまいりたいと思います。

【巽委員】 こういう時期に端末があって、コロナによる休校などの際に個別学習やオンラインができたらいいなとは改めて今感じています。

端末は、実際タブレットもしくはキーボードがついているような薄手のものを考えられているかなと思うんですけれど、これも機械なので、タブレットの寿命というのがすごく短くて、平気で2・3年と言われています。ノート型パソコンも大体5年ぐらいと言われているんですけど、この計画で、もしかしたら令和5年に最後に小学校1年生、2年生に渡す前に小学校5年生、6年生、中1のタブレットが、壊れていった場合、国の補助金を活用した計画で組んでいると思うんですけど、修理とかはどのような体制になりますか。

【江野ICT企画調整担当部長】 今示されておる国の補助金の制度としましては、1人1台の端末を定額4万5,000円の補助が出ますが、例えば修理、買換え、更新については、各自治体の負担と現在のところは示されていますので、本市においては、当面故障等の対応としては一定数整備する予備機で対応してまいりたいと考えています。

【巽委員】 大阪市は生徒数が多いので大変かと思うんですけど、丁寧に扱えば5年とかもう少しもつかもしれないですけど、子どもが乱雑に扱う場合もあります。1台4万5,000円ってすごく大金なので、その辺の予算見込みとかも考えていただけないかなと思います。

ます。

【森末委員】 無線ＡＰ整備率が全国平均で３４．５、今、大阪市が２１．９となっています。ＩＣＴ支援員については、調査データは平均ないけれども、まだ４校に０．２９です。大阪市はかなり先進的にやってきたと思うのですが、これを見ると立ち遅れているなと思います。何かこの原因はあるのですか。

【中野下ＩＣＴ企画調整担当課長】 アクセスポイントは、拠点校には各教室に設置しているのですが、その他の学校は１校４台の整備としてこれまで進めてきましたので、低率になっているという状況です。これに対してはＡＰを令和２年度中に入れていきたいと思っております。

ＩＣＴ支援員は、４校に０．２９人となっておりますけれども、現在は予算の範囲内で、各学校に定期的に、２週間に１回学校訪問をして支援しています。この支援員の活用につきましても、どういった支援ができるかというのは今後検討していきたいと思っています。

【森末委員】 市のほうで実質自ら整備するという前提で、国からの補助金が下りる、これが前提だと思うのですが、この平成２９年度からＲ１年度、今やっていますが、その後、国の助成金をもらえるような整備を市でできるという見込みがあるということではないですね、

【中野下ＩＣＴ企画調整担当課長】 端末のほうは、国の補助金のスキームを活用しながら整備していくということでございます。無線ＡＰは市の単費になりますので、その予算につきましては、確保した上で進めてまいりたいと思っております。

【山本教育長】 多額の予算を来年度もいただいていますし、先ほどありましたように、令和５年度ではなくてもっと前倒しの形で全体像が達成するかもしれませんが、その辺についても市長のご理解を得ながら対応してまいりたいと思います。

委員のからありましたご意見、ご心配なりをまたその都度協議をさせていただいて、一つ一つ後へ残さないようにしながら着実に進めてまいりたいと思いますので、またこれからもよろしく願いいたしたいと存じます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第21号「職員の人事について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

4月1日付の人事異動に関するもので、全市における人事異動日程に合わせ、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったので、同条第2項により、報告するものある。

部長級人事について、現任のICT企画調整担当部長の江野一について、ポスト名称をICT推進部長に変更する。

次に、指導部長には、学校教育推進担当部長の渡瀬剛行を充てることとする。

学校力支援担当部長には、新設する第2教育ブロック担当部長兼務としており、教務部教職員人事担当課長の松田淳至を昇任の上充てることとする。

次に、学校教育推進担当部長には、新設する第4教育ブロック担当部長を兼務とし、指導部中学校教育担当課長の盛岡栄市を昇任の上充てることとする。

次に、教育事業推進担当部長の山野敏和に、これまで学校力支援担当部長が兼ねていた子ども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長と新設する第1教育ブロック担当部長を兼務とする。

次に、新設する第3教育ブロック担当部長について、学校力支援担当部長兼子ども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長の飯田明子を充てることとする。

学校経営管理センター所長の森本眞一について、組織名称変更に伴いまして、学校運営支援センター所長とする。

教育センター所長について、指導部長の水口裕輝を充てることとする。

課長級について、ICT企画調整担当課長である中野下豪紀について、ポスト名称をICT推進担当課長に変更する。

総務部学校適正配置担当課長兼生野区役所地域活性化担当課長の大川博史を生野区役所地域活性化担当課長兼教育委員会事務局総務部生野区教育担当課長として転出とする。

その後任として、現任の総務部学校適正配置担当課長である花月良祐に生野区役所地域活性化担当課長を兼務とする。

教務部教職員人事担当課長には、総務部施設整備課長である本教宏を充てることとする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり承認。

議案第37号「大阪市立小学校学校配置の適正化の推進のための指針について」を上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本指針は、もともと平成22年2月の本市の学校適正配置審議会の答申を受けて、平成26年3月に策定をしたものである。この間、教育委員には学校配置の適正化の推進について議論をいただき、関連条例・規則の制定について承認を得たことから今回指針を改正するものである。

改正内容につきましては、主に3点であり、記載事項の時点修正を行った部分や、ここ約5年間の取組状況を追記した部分、条例や規則の内容を反映した内容の加除などを行っている。また資料として令和2年度からの学校配置の適正化の進め方のフロー図、規則で定めて今後再編整備計画について保護者などから意見を聞くために設置する学校適正配置検討会議の開催要綱のひな形をつけている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第38号「学校再編整備計画について（御幸森小学校・中川小学校）」議案第39号「学校再編整備計画について（梅南津守小学校・松之宮小学校）」議案第40号「学校再編整備計画について（生野中学校区）」議案「第41号「学校再編整備計画について（田島中学校区）」について」を上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和2年4月に施行される大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例の附則の第2項を適用し、現に策定されている学校再編整備計画を教育委員会が策定する学級数の規模を適正規模にするための計画である。

議案第38号について、生野区の御幸森小学校の学校再編整備計画について、御幸森小学校は、児童数の減少が進み、全学年単学級となっている。今後も同様の状況が続くと見込まれることから、良好な教育環境を確保するため、隣接している中川小学校への統合によって学校配置の適正化を図る。なお、現状では改修などの必要はなく、既存施設を活用し、実施時期は令和3年4月と考えている。

議案第39号について、西成区の梅南津守小学校と松之宮小学校の学校再編整備計画である。松之宮小学校についても児童数の減少が進み、全学年単学級となっており、今後も同様の状況が続くと見込まれること、また、梅南津守小学校においても同じような状況が見

込まれることから、両校の良好な教育環境を確保するため、両校を梅南津守小学校地へ統合することによって学校配置の適正化を図る。なお、梅南津守小学校は現状では改修などの必要はなく、既存施設を活用して、実施時期は令和3年4月と考えている。

議案第40号について、生野区の林寺小学校と生野小学校、舍利寺小学校の一部、あと、西生野小学校の4校の学校再編整備計画である。小規模化が進んでいる生野中学校区の4小学校を生野中学校地、西生野小学校地に統合し、義務教育学校とするものである。なお、西生野小学校地に校舎増築を行い、実施時期は令和4年4月と考えている。

議案第41号について、生野区の生野南小学校の学校再編整備計画である。生野南小学校についても児童数の減少が進み、全学年単学級となっており、今後も同様の状況が続くと見込まれることから、良好な教育環境を確保するため、隣接する田島小学校と田島中学校地への統合によって学校配置の適正化を図りたいと考えている。なお、田島中学校地に校舎増築を行い、施設一体型小中一貫校として、実施時期は4年4月と考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 こちらの校区も小学校における集団登校は適用されているのですか。

【大川学校適正配置担当課長】 個別に今現在集団登校している学校と今集団登校をしてない学校がございまして、基本的に、集団登校している学校がある校区については同じように集団登校をするような方向で今調整をしているところです。ただ、最終的には学校と調整の上判断することになりますので、今のところはハード面の安全対策を計画にはお示ししてございまして、最終的に集団登校とするかは未定な状況がございます。

【異委員】 一番遠い児童で、20分とか25分ぐらいかかるんですかね。集団登校のほうで安心は安心かなと思うので、できるだけ大きいお兄ちゃん、お姉ちゃんと一緒に集団登校、最初はできたほうがいいのかと思います。あと、見守り隊の方に協力も得てもらいながら、危険なところに立っていただいてご協力いただけたらと思います。

【忍学校環境整備担当部長】 委員ご指摘のとおり、集団登校されているところはわりとイメージを持っていただきたいですし、見守り隊の方のご支援もいただけるのかなと思っています。現状の仕組みをできるだけ活用して、円滑に安全に通行できるように進めていきたいと思っています。

【森末委員】 異委員が言われたことに引き続いて、12ページの地図を見ますと、今度、

西生野小と生野中学校、一番西側にありますよね。逆に一番東側のほうにあるところの児童たちは、集団登校の黒丸がついてないところですね。この辺りについても集団登校をしたほうがいいんじゃないかなと私も思うので、その辺の何か指導というか、案内をつくって行ったらどうですかみたいなことを生野区ないし教育委員会でできるのかなと思います、その辺はいかがでしょうか。

【大川学校適正配置担当課長】 実はこの生野中学校区がこの間ご議論いただいてきたところでして、今までの協議会に参加いただけていない状況がございました。この一番遠いエリアのところ、参加いただけてないところでしたので、今回の議案で条例の附則としてお認めいただいた以降、新しい条例に基づく検討会議という形で意見聴取の場を設定してまいります。その場で地域のこれまで以上のその不安な点ですとか、そういうのを伺いしながら、取れる対策もしくはその集団登校、今この4小学校の中でいきますとちょうど真ん中のエリア、ここが今集団登校をやっているところで、あとのところは個別登校になっていますので、その辺りについて、きっちりと安全確保できるような形では進めていこうと思っています。

【山本教育長】 今回4つ出ていますけれども、この生野中学校区と田島中学校区の分は、この間ずっとご議論をいただいてきたものですので、1点基本方針も方向として決定もいただいたやつの再確認的な意味合いが強いかと思うんですね。今いただいた細かい部分での配慮についても、またこれからの検討会議の中で十分踏まえていただきたいと思いますので。

あと、38号と39号については、あまり今まで教育委員会で議論がそれほどなかったんですけども、この御幸森小学校と中川小学校の場合ですと、この小学校同士の統合の内容になっていますけども、そもそもは中川中学校の部分というのはいわゆる分離型の小中一貫でやるというのが基本的な考え方になっているのですか。

【大川学校適正配置担当課長】 議案第38号の部分、これは生野区西部地域の計画の中の一部となつてございます。中学校で申しますと、大池中学校区になりまして、ここは3小統合の計画になってございますけども、その中の第1次再編という形で今回令和3年にすることになってございます。最終的には大池中学校と今の中川小学校の校地、こちらで連携型の小中一貫校ということで今計画は進めているところです。

【山本教育長】 この梅南津守への統合の部分のここの中学校というのはどこになるん

ですか。

【忍学校環境整備担当部長】 梅南津守と松之宮両小学校の統合は、梅南津守小学校がある場所に隣接しております中学校がございます。梅南中学校だったと思いますけれども、道を挟んでちょっと校舎の入り口が空地になっているところがあるんですけども、隣接地になっておりますので、隣接型の小中一貫校という形になるかと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第42号「市会提出予定案件（その１５）について」を上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案について、小学校は、生野区の御幸森小学校と中川小学校について、統合し大池小学校を設置するもの、もう１つは、西成区の松之宮小学校を梅南津守小学校に統合して、まつば小学校を設置するものである。また、高等学校について、南高等学校と西高等学校を扇町総合高等学校地に移転をし、これら３校を合わせて桜和（おうわ）高等学校を設置するものである。

施行日について、小学校の部分については令和３年４月１日、高等学校の部分については令和４年４月１日とする。

各再編の経過については、御幸森小学校は児童数の減少が進んで全学年単学級となっており、今後も同様の状況が続くと見込まれることから、隣接する中川小学校と統合することとした。会議、協議会において、統合後の校地は中川小学校とすること、校名は大池小学校とすることとしている。

次に、西成区の松之宮小学校も児童数の減少が進み全学年単学級となっており、今後も同様の状況が続くと見込まれることから、良好な教育環境を確保するため、隣接する梅南津守小学校と統合することとした。統合後の校地について梅南津守小学校地を、校名はまつば小学校とすることと決めている。

続いて、高等学校の再編について、平成30年10月２日の教育委員会会議において確認いただいたが、新普通科系高等学校について、令和４年４月１日に現在の扇町総合高等学校の校地に設置をすることとしている。また再編を行う南高等学校及び西高等学校については、同時に新普通科系高等学校の校地に移転することとする。

なお、この新普通科系高等学校の校名については、本年２月４日の教育委員会会議で協議を行い、桜和（おうわ）高等学校とした。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 今年の５月市会に上程されて、施行が来年の４月と再来年の４月と。早いに越したことはないんですけど、普通はもうちょっとぎりぎりになってかと思いますが、今回早くする理由が何かあるのですか。

【忍学校環境整備担当部長】 昨年ご審議いただいた佃南、佃西小学校の統合につきましても、去年の５月議会でご審議をいただくようにこのタイミングで教育委員会会議に諮らせていただいた。学校の統廃合というのは１年ぐらい前の会議に諮って市会へ上程するという流れでやっております。

その後、交通安全、通学路の安全の検討ですとかを進めてまいると。あと、標準服というもの大阪市の学校にはございますけれども、そういうものの検討を進めていくとか、校歌などの作業であるとかいうのに入っていくと。

【森末委員】 そういう意味では、早いうちに条例で正式にしておくということが大事だということですね。

【忍学校環境整備担当部長】 はい、安全だと思っております。

【森末委員】 後を進めるためにね。

【忍学校環境整備担当部長】 はい。

【大川学校適正配置担当課長】 あと、学校選択制、生野区の地域は入れてないんですけども、西成区ですと選択制が入っています。

【森末委員】 なるほど。じゃ、必要ですね。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第43号「2020年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト採用者の決定について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

2020年度教員採用選考テストの合格者について、合格者774名のうち採用辞退の申出があ

った60名を除き、714名の採用を決定する。

辞退者数については、昨年度より25名ほど増加をしており、理由としては、大阪市のほかに出身地の自治体を併願受験した方がどちらも合格され、出身地の自治体を選ぶことによるものが最も多い理由となっている。今年度については、第1次選考テストの筆記テストの日程がG20の開催の影響により1週遅れたことにより、例年であれば試験日程が重複している自治体についても併願して受験することが可能となったため、併願受験し合格された方の辞退が増加したものと捉えている。

質疑の概要は、次のとおりである。

【教育長】 この採用辞退者が増えたことの影響について対応はどのようにのでしょうか。

【松田教職員人事担当課長】 期限付講師の採用によりまして、穴埋めをしていこうと思っております。既にもう発令の準備は完了しております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第10号「教科用図書の採択について」を上程。

水口指導部長及び盛岡中学校教育担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

先日2月25日に行われた教育委員会会議において、本年度の小学校教科用図書の採択から浮かび上がった課題と、その課題を踏まえた来年度に予定している令和3年度の中学校の教科用図書の採択にかかわる仕組み案の大枠について説明した。

そのときにいただいた意見を踏まえて、若干の制度設計の見直しを図るとともに、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の改正案を作成した。本日はその2点について説明する。

令和3年度使用教科書、中学校の仕組み案について、選定委員会を採択地区ごとの地区部会に分割し、教育委員会からの諮問に対して地区部会ごとに審議した結果を答申する仕組みに変更し、採択地区ごとの実情に合わせた採択の実現に向け、より効果的な選定審議ができるようにする。

ただ、前回そのような提案を行った際に、採択事務を本市全体から見たときに選定委員会の各地区部会の横串を刺すような仕組みが必要との意見があり、2点変更している。

まず１点目は、選定委員会全体を束ねる役割として、委員長職をいずれの地区部会にも属さない形として、全委員は７名掛ける４地区の２８名から７名掛ける４地区プラス１名で２９名に変更したい。また、その委員長は、後に説明する全体会と連絡会を取り仕切ることを主たる任務とした上で、教育センター所長を考えている。

次に２点目として、全体会と連絡会について、全体会は、選定委員会発足時の冒頭に開催することとし、教育委員会からの諮問を受けた後、答申資料作成までの全般的な方針確認と調査研究を進めるための指針となる調査の観点の策定までを行う。

なお、採択地区ごとの実情の共通理解やそれを踏まえた調査の観点の重点化について、その全体会で確認された後に各地区部会にて審議確認を行い、その結果を踏まえた内容を各採択地区の専門調査会や学校調査会に対して調査開始前に伝えていく。

次に連絡会について、採択地区ごとの地区部会において審議決定された答申内容について、地区部会長が委員長に報告するとともに、地区部会間で共有し合う目的で開催する。そこで取りまとめられた答申が委員長から教育委員会に答申される形となるが、実際の説明等は各地区部会長が行う。あくまでも委員長が各地区部会の答申を取りまとめるための形式的な会を想定しているため、協議会との名称は取らずに連絡会とする。したがって、採択地区ごとの答申資料作成の審議及び議決権はあくまでも地区部会にあるという立てつけは変更ない。

続いて、新しい仕組み案に対応させるための大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の規則改正案を示している。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 連絡会ですが、地区部会長からこういう教科書になりましたという報告を受けて聞くだけですよね。

【盛岡中学校教育担当課長】 そこで変わるという設定はしておりません。

【森末委員】 想定していないということですね。ただ、もちろん検定を通った教科書ではあるのですが、委員長として何らかの議論はあってしかるべきと思っていましたが、それも基本的にはないということになるんですね。

【水口指導部長】 報告を受けるときに、質疑応答でここはどうなっていますかということについては確認をして、地区部会長から聞いていくということは想定はしております。

【森末委員】 もちろんそれで変更を求めることはないですが、それで質疑応答があって、その見解を最終的な委員長が聞くと。それについてある程度議論するということはあるということでもいいですか。

【水口指導部長】 はい。

【森末委員】 そこにどういった意味があるのかなと。もちろん、私が申しあげたのは、答申は選定委員会として受けて、その実務を各部会に流しますと。各部会でこれがいいですよということではいろんな教科書の選定が来ますと。そこで横串を通すのであれば、何でこうなったんですかとか議論しながら、最終よっぽどひどくなければ、問題なければもうこれで行くということなのかなと。よっぽどひどいことがないんでしょうね、今回については。

【水口指導部長】 検定が通った教科書ばかりでございますので。

【森末委員】 そうということですね。何か書きにくいんですけどね。建前としては、何かそういう横串を通すのであれば、調整的なことも形式的に書いておけばいいかなと思ったんですけどね。

【大竹委員】 これは地区での選定に入ったら、おそらく後は何も言わないと思うので、出だしが重要なので、どういう観点で選びますかというのは、それぞれこの連絡会の中で、地区の部会長4人がおられるのであれば、その4人とそれぞれの地区でどういう観点で選定するのかということだけは事前にやっておいて、その中でこの地区は特にここという話になってくれればよいと思います。それがないと後から聞いても、もうその修正はきかないという話になってしまうので、全体にこういう教科書選定に当たってどういう観点から選んだらいいかということは、連絡会の中で4地区の部会長さんと立てつけをしっかりとやっていただいて、その後は、それぞれの地区のどこを重視した結果だというのは地区の部会長さんに任せていいと思います。最初にその枠組みだけをしっかり一、二時間議論してもらえばいいのかなという感じはしますね。

【平井委員】 そうだと思います。まず枠組みを作り、試行錯誤しながら発展させていけばよいでしょう。

【山本教育長】 この間のテストを実施している教科については、全部その教科の伸びを各校別に出せるようにしてください。そこできちっと伸びが確保できているものについて、その同じ発行者を推薦するのであれば構いませんけれども、私の立場から言えば、そ

の発行者を採択していて成績が向上しているのであればそれで結構ですし、向上していないのであれば、それはもう一度見直させていただきたいと思います。効果が現れてないにもかかわらず従前から同じ発行者を使うのであれば、使う理由をきちっと説明していただきたいというのが各学校や各地区に対する要請です。

だから、そういう客観的な伸びが測れない教科については、識者の感覚と現場のご意見というのは十分尊重すべきだと思いますけれども、数値で結果が出ているものについては、同じ発行者を続けて使うということは私としては難しいということだけは申しあげておきますので、従前と同じ形でやりたいというようなことであっても、成績のところに結果が出てないところについては、その部分をちゃんと踏まえた議論をしていただかないといけない。数値だけではないが、やはり今後も含めてできるだけ数値について、客観的に子どもの伸びが確保されているかどうかということのチェックはきちっと事務局のほうでしていただいた上で、いろんな形の答申なり各地域の議論になっていかないと、何のための経年調査をやっているのか意味が分からなくなってきます。教えやすいだけじゃなくて、児童生徒が理解しているかどうか教科書の最大の問題で、そのために教えやすさが必要だという議論で各調査会の色々なご意見というのはできるだけ尊重すべきだという議論は今まで私も理解してきましたし、今後も理解しないわけではないけれども、結果が出ていないものがあるのであれば、それでもなぜそれが必要なのかということについては、ちゃんと各所で合理的な見解を用意していただくようお願いしたいと思います。

報告第22号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する報告書について」を上程。

水口指導部長及び盛岡中学校教育担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する報告書について、26日に手交された。本事案については、平成30年1月17日に当時大阪市立の中学校1年生の生徒が自宅マンションから転落し、死亡したものである。平成30年5月22日に第三者委員会が設置をされ、同29日に第1回が開催されて、本年3月26日に部会長より報告書が手交された。

自死に至った経緯について、本件については、心理的苦痛を惹起する事情が自死の要因となっていることが認められ、こういった事情と自死との間の因果関係（法的相当因果関

係の意ではない) が認められるとあるので、いじめが自死の要因の1つになっているということが認められたというまとめになっている。

そのいじめはどんなものがあったのかということが次に14点挙げてられており、この14項目の中で1番、9番、13番の項目以外は全ていじめと認定し、1番、9番、13番については疑いがあるとされている。

当該校の問題点については、本校生徒にとって安心して相談できる関係が培われていなかったこと、教員の認識が不十分であったこと、また、情報や判断が一部関係職員に限られており、保護者や他の教員に伝えられていないことが指摘されている。また、事故死という認識を前提とした対応であり、調査と報告が恣意的であった可能性があるということもまとめられている。

保護者への対応については、当該校による調査及び報告は極めて不十分だったこと、教育委員会から遺族の意向に沿うようにと再三指導があったにもかかわらず、十分に相談することなく対応を進めたこと、事実の確認を十分に行うことなく事故死という認識を固持し、いじめの認識を持たなかったといったことなどの指摘を受けている。

教育委員会の問題点として、当該校との連携において意思疎通が曖昧なまま進めたために、保護者への対応が遅れたこと、事故死を前提とした可能性があり、なおかつ、当該校に対する指導が後手に回ったことが指摘されている。

教訓と提言については、教育委員会に対しては、大阪市いじめ対策基本方針の徹底と学校いじめ防止基本方針の実践、個人の尊厳を尊重するいじめ防止対策であるべきこと、学校いじめ防止基本方針と校内いじめ防止委員会の位置づけ及び活動、いじめ防止指導の実践の4項目が挙げられている。

当該校に対しては、小学校からの申し送りを重視すること、いじめリスクを把握し早期発見するために教職員が組織的に関与すべきこと、教職員間での情報共有、具体的事象に対して生徒の特性を踏まえた介入をすること、保護者との情報共有、思春期心理についての理解を深めること、事案発生後の記録・データの保管の措置、保護者支援の視点を持つことの8項目が挙げられている。

今後の方針として、事務局内に検討チームを立ち上げて、このようなことが二度と起こらないような改善策を早急に検討する。具体的には、教訓と提言の一つ一つの項目の検証を図って、本市としての問題点と取組の方向性を早急に検討する。

もう1つは、大阪市いじめ対策基本方針の再確認をする中で、学校や教育委員会の対応において基本方針のどの項目に沿っていなかったのか、どの項目が学校の中にしっかり浸透していないのかということをしかりと明らかにした上で、その内容を基に各学校現場に対して研修を行う。

また、当該校へは新しい校長が赴任し、様々な取組を新たに進めているところだが、今回の提言を受け、学校の取組がこの提言に沿ったものになっているのか、あるいは新たに取り組む内容がないのかということ为学校へ求めているところである。

質疑の該当は次のとおりである。

【森末委員】 当時、学校はいじめではないと考えていたとのことですが、いじめではないと考えていた理由とは何でしょうか。

【水口指導部長】 あらゆる可能性を視野に入れて対応するとの話をしており、保護者にもその話をさせていただきました。メモが出てくるたびにメモが出てきた、あるいはこのような事案が発覚したということは、その都度、子どもたち、あるいは子どもたちと保護者に確認をしましたので、全くいじめではないということではなく、保護者に寄り添いながら対応していたという認識でした。それが十分に寄り添えていなかったところが、保護者の学校への信頼がなくなっていった1つの原因になってくると思っております。

もう1つ、報告書に書かれていることについて、私たちが十分に把握できていなかったことも多々ございまして、例えば、アセスという学級集団の状況を調査するアンケートについては、実施自体の報告が全くない状況でもございました。報告書中には様々な学校の課題というのが載っていきまして、例えば、担任が当該生徒に対していじめやからかい的な言葉をかけていたというケースも上がってきたということもございましたので、私たちが把握していた状況、その学校で行われていた状況、校長が知っている状況、その3つを合わせていく必要があると認識しております。それを踏まえた上で、学校長の懲戒処分も含めた対応も検討していく必要があり、そこから見えてくる課題は何かを検討し、それを踏まえて取組を進めていく必要があると思っております。

【森末委員】 LINEを送っている関係生徒が出てきます。関係生徒と本件被害生徒との関係については、学校は全く把握していなかったのですか。

【水口指導部長】 LINEについては、保護者から話を聞いて調査はしています。2

人から6月ぐらいにあったというメモが出てきたのも調査はしています。調査では、いじめと認められる話はなかったが、嫌な思いをさせたことはあったという文言は、学校による聞き取りの中では出てきています。

【森末委員】 それが自殺、自死との関係の因果関係があるものだとは思わなかったということでしょうか。今回、報告書が出てきましたので、そこでかなり詳しい事実関係も上がっていると思います。こういうことが把握できなかった理由や、把握していたのに言わなかった理由は、しっかりと調査する必要があると思います。事案が発生するたびに、寄り添っていなかったとかそういう言葉だけ言われても、保護者の方は受け入れがたいので、この事案を教訓という言い方は語弊があるかもしれませんが、この詳しい調査結果をもとに、なぜ把握できなかったのかについて徹底的に調査し、次に活かしていただきたいと思います。

今後起こしてはいけないということですが、同じようなことが起こる可能性はあると思います。自殺された子どもさんがいて、それについて学校は、いじめはよく分かりませんとか、因果関係はありませんとか言うけれども、調べた結果こんなことが出てくる例は山ほどあるので、今後徹底的にやっていただきたいと思います。

【平井委員】 二次被害が出て、他の生徒への影響はありませんでしたか？

【盛岡中学校教育担当課長】 まず、当該の学年生徒は卒業しておりまして、今の反応を見ることはできないですけれども、学校への問合せはございません。我々も関係する子どもたちの様子が非常に気になっていますが、今のところ、反応がつかめてないのが現状でございます。

【平井委員】 風評被害はないですか。

【盛岡中学校教育担当課長】 それはないです。何か大きな動きが地域の中で起こっていることは、現在、把握をしておりません。

【栗林委員】 第三者委員会で調査されてまとめていただいたものは、非常に包括的にまとまっていて、対応しなくてはいけない点についてもかなり明確に示していて、よく分かるものになっていると思います。なぜ今回、このような残念な事案が起こっているのかといいますと、基本的にはこの事案が起こった当該の学校と保護者との間で十分な認識の一致がない、情報の共有も含めて事案に対する認識の一致がなかったことが非常に大きな原因になっている印象を持っています。

やはり、学校は生徒の生活全体に対して、しっかりと自分たちの責務を認識する必要があります。こうして第三者委員会で調べていただくと非常に鮮明になってくることですが、なぜお互いの信頼関係の中で情報を共有できなかったのかは問題点の1つだと思いますので、やはり学校が自分たちの育成している生徒をもっとしっかりと見極める必要がある、そういう事例の1つと受けとめるべきだと思います。

【水口指導部長】 報告書で明らかになっている当該の子どもの特性や背景について、当時十分に学校が聞き込んでいたのかについては、やはり弱いところがあったと思います。当該学校は、以前、非常に荒れた学校で、それを何とか部活動やルールづくりで正常にしてきた経過がありまして、その中で子どもたち一人ひとりを見ていくところが少し形骸化してきたことは否めません。この子ども自身の特性を考えたときに、寄り添いながら受け入れることのできる人がいなかったことが現実です。学校は子どもが安全安心に過ごす場所であると、もう一度根本から考えていきながら、この学校だけではなく、大阪市428校に浸透させていく必要があります。

【平井委員】 荒れた学校を立て直すときには、どうしても対応の仕方も厳しくなることがあります。このような場合、教職員への指導をどうするかがポイントになります。

【水口指導部長】 荒れた状態が落ち着いていくときは、形だけではなく、やはり子どもの中に指導が入っていくことがあると思います。それが時間の経過とともに1年、2年経ち、落ち着いていく中で、欠落していくところがあると思います。この学校でも、そういった指導が入っていくには時間がかかると思う先生は多数いたため、即効性のある、いわゆる形から入るような指導が増えてきたのは事実としてあると思います。だから、そこを防ぐのかということが非常に大切だと思っております。

【平井委員】 校長と生徒指導担当の関係性という点で、その先生が校長以上に影響力があったことはありましたか。

【水口指導部長】 この事案に限って言いますと、それはございませんでした。校長自身が子どもたちと向き合うことのできる方で、厳しい状況でも向き合いながら対応しておりました。また、その対応を実現、具現化していった教員が多数おり、言葉を大切にすることを浸透させてきた学校ではありましたが、それが世代交代していく中で少しずつ弱くなってきたのが現実です。

【平井委員】 学校評価の中に学校関係者評価がありますが、そこで厳しい意見も出て

いたと思います。学校はあらゆる事案に対する説明責任がありますが、その点がいかがでしたか。引継事項については当然、記録が残すはずですから、たとえ担任が替わったとしても、事案の大枠はつかめます。その辺りがどうだったのでしょうか。これからですか。

【水口指導部長】 はい。

【盛岡中学校教育担当課長】 ただ、ご遺族の方も、当時と比べると学校は変わったと実感を持たれていて、最後に参考として今の学校の取組に書きましたが、子どもたち一人ひとりの声をしっかりと拾って大事にするようにしています。アンケートの扱いにしても、この事案のときにはいじめがあっても校長まで結果が上がりませんでした。その一つ一つを大事にして教職員で共有するようにした中で、学校が変わってきていることは学校長も実感していると聞いております。

【平井委員】 “開かれた学校づくり”は、地域の人たちに浸透していますか。地域の人々との信頼関係とか、あるいは卒業した保護者の信頼などが重要で、子ども並びに保護者の信頼関係を構築することが最優先。最終的には、生徒への指導のあり方、つまり、魂がこもった指導の在り方とはどういったものかというところに帰着すると思います。

【森末委員】 当該校の資料にかかる把握状況の部分で、資料全体とかアンケートとか学級日誌とかについて保管せよと言ったのに廃棄していたと書いてありますが、非常に重大なことです。この点、杜撰というよりも、意図的に隠したという可能性もあることから、その辺りについては追及していただきたい。

【巽委員】 最近、SNSとかLINEによる、見えにくいところのいじめが非常に多発していると思います。過去10年前、20年前であれば、物を隠したりなど分かりやすかったものが、発覚が遅れるといいますか、すぐに教員が確認できない、保護者も子ども同士で何をやっているのか分からない、見えにくいところで子どもがすごく傷ついているパターンがあって、発覚が遅れることがこれから課題に挙がってくるのではと懸念しています。何かあって蓋を開けて調べてみたら、LINEでこういうやり取りがあったとも聞くので、そういったことがこれから増えていく中でどうするのかについては大きな課題だと思っています。

あと、いじめアンケートであったり、日常での表情や親子の懇談会でちょっとした気づきを教員と保護者で共有したりすることが懇談会などの機会に大事になってくると思います。

【平井委員】 他府県の取組で、A Iを使っていじめの分析をしているところがあります。参考にされたらよいと思います。学校間に温度差があるとなかなかうまくいかないで、教育委員会事務局が中心になって、例えば、A Iを使ってチェックシートをつくり、1つでも項目に当てはまるといじめに該当するといった定義をつくって取り組むことも考えればよいと思います。

【水口指導部長】 介入の方法ですね。

【平井委員】 アプローチの仕方少し考えて、参考にしてみたらどうかと思います。

【水口指導部長】 ありがとうございます。L I N Eのお話も出ましたが、スマホの使い方がどうあるべきというのを、もちろん学校でもそうですが、保護者とも連携しながら家の中でも考えてもらう教材をつくって取組を進めることを検討しており、次年度に進める予定をしております。

【平井委員】 関東のある自治体では、授業の中で携帯を持ち込ませてそれを使って授業をすると報道されていましたが、やはり賛否両論のようです。I C Tを使うことは不可欠ですが、議論しておくべきことはしっかりとおさえておいてほしいものです。

【山本教育長】 委員会としても、この報告に対する対応をまとめていきたいと思います。1学期のできるだけ早い時期に素案を作って委員の皆様にご議論いただき、出来るだけ速やかに教育委員会としての考え方を決定し、市長にもご報告したいと思います。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
